平成２２年（フ）第１１５４号
福岡市中央区薬院２丁目４番20―901号
債務者　佐藤　浩二
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１６２号
福岡市博多区那珂２丁目12番19―205号
債務者　佐々木大助
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１７０号
福岡県春日市日の出町１丁目37番地渡辺アパート201号
債務者　吉永　健久
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１８６号
福岡市東区城浜団地63番503号
債務者　片山　礼子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１８８号
福岡市東区土井３丁目16番18―206号
債務者　内之段周太
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１９７号
福岡市南区那の川１丁目12番１―201号
債務者　半田　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８３号
佐賀県杵島郡江北町大字惣領分5354番地
債務者　江口　正之
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第９４号
佐賀県鹿島市大字音成乙1628番地１
債務者　松本八重子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第９８号
佐賀県杵島郡江北町大字下小田3054番地
債務者　犬走　　悟
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１０４号
佐賀県武雄市若木町大字川古7831番地
債務者　牧山優美子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１０５号
佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙2842番地33
債務者　藤本美恵子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１１０号
佐賀県武雄市橘町大字片白8659番地
債務者　中村ゆかり
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１１１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲892番地11
債務者　松田真由美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１１２号
佐賀県伊万里市脇田町342番地１
債務者　林田美津子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１１４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丁5130番地
債務者　堤　　良樹
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１１５号
佐賀県鹿島市大字三河内甲2116番地
債務者　岡　由美子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第７７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字玻名城44番地
債務者　新垣ミツ子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７６号
北海道小樽市梅ケ枝町10番10号　梅ケ枝住宅1105号、前住所北海道小樽市入船２丁目11番12号
債務者　吉田　英夫
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部